

緊急自動車運転の資格審査は  
どのようにして行われるか

## 一五 緊急自動車の運転資格審査

自動車を緊急自動車として運転する場合には一一から一四までで述べたように年齢、免許歴などの資格がなければならないが、それに満たない者でも都道府県公安委員会の技能審査に合格することによって資格が得られる（令三二条の三第一項、同第二項、令三二条の三の二第二項、令三二条の五第一項、同第二項）。

審査の内容は、技能審査である（規則一五条の二）。

## 一六 技能審査の要領

### （一） 審査の場所

都道府県の運転免許試験場のコース

### （二） 審査の申請

次の様式の申請書を試験場に提出する。

緊急自動車運転資格審査申請書																			
平成 年 月 日																			
公安委員会 殿																			
氏名・生年月日						昭和 平成 年 月 日													
住 所																			
審査に係る緊急自動車の種類						中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
現に受けている免許	交付公安委員会						公安委員会												
	交付年月日						平成 年 月 日		有効期限		平成 年 月 日								
	免許証番号						第 号												
	第一種免許		二・小・原		昭和		平成		年 月 日										
			その他		昭和		平成		年 月 日										
	第二種免許						昭和		平成		年 月 日								
	免許の種類						大	中	準	普	大	大	普	小	牽	大	中	普	大
免許の条件						型	型	中	通	特	自	自	特・原	引	二	二	二	特	二
緊急自動車の使用者						所在地													
						職名													
						氏名													

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類、元号及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

右の申請書を提出すると、審査の日時、場所が指定されるので、申請者はその指定日時に指定場所に赴いて審査を受けることとなる。

(三) 審査に用いる自動車

試験場備え付けの中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型限定普通自動二輪車を用いて行われる。

(四) 審査の内容

審査の内容は技能審査であり、具体的にどんな課題が出されるかは各々の都道府県公安委員会によって定められるが、緊急自動車運転の技能審査であるからには、基本的な運転技能（定速走行、カーブでのスピードコントロール、正しい右左折と安全確認、正しい合図、正確な一時停止と安全確認、その他審査官の指示に従った運転など）を審査するほかに、障害物の間を縫いながらの運転、狭路でのすばやい転回、急制動などの特殊な運転技能を審査することとなる。

(五) 合格者

合格者については、本人の運転免許証の裏面備考欄最下段に「緊急車（中型）運転可 平成 年 月 日公安委員会 印」の例によって記載されて、有資格者となり、他に合格証などは発行されない。